

旧条文	新条文
<p>第1条(用語の定義) 本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下の通りとします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) クレジットカード決済 加盟店が料金の回収のために、顧客が加盟店の指定するクレジットカードを用いて支払を行い、当社がカード会社を通して決済代金を代理受領するサービスを行います。</p> <p>(3) ~ (10) (省略)</p> <p>(11) 決済代金 信用販売による加盟店の顧客に対する債権をカード会社に譲渡することによりカード会社から加盟店に支払われる代金、または信用販売による加盟店の顧客に対する債権についてカード会社に立替払請求することによりカード会社から加盟店に支払われる代金のことをいいます。債権譲渡によるか立替払い請求によるかは、利用するカード会社により異なります。</p> <p>(12) ~ (13) (省略)</p>	<p>第1条(用語の定義) 本規約における各用語の定義は、別途定義されない限り以下の通りとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) クレジットカード決済 加盟店が料金の回収のために、顧客が加盟店の指定するクレジットカードを用いて支払を行い、加盟店が当社に立替払いを請求することで、当社が決済代金を立替払いするサービスを行います。</p> <p>(3) ~ (10) (現行どおり)</p> <p>(11) 決済代金 信用販売により加盟店が取得する債権について当社に立替払請求することにより当社から加盟店に支払われる代金のことをいいます。</p> <p>(12) ~ (13) (現行どおり)</p>
<p>第2条(包括代理権) 加盟店は、以下の事項につき当社に包括代理権を付与するものとします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 以下①~⑩の事項</p> <p>①~ ⑤ (省略)</p> <p>⑥ カード会社への売上請求確定(売上データの作成、債権譲渡手続きまたは立替払請求手続)に関する業務</p> <p>⑦ カード会社との間の決済代金の受領および手数料の支払に関する業務</p> <p>⑧ 債権譲渡または立替払請求の取消等による決済代金の返還に関する業務</p> <p>⑨~ ⑩ (省略)</p>	<p>第2条(包括代理権) 加盟店は、以下の事項につき当社に包括代理権を付与するものとします。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 以下①~⑩の事項</p> <p>①~ ⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ カード会社への売上請求確定(売上データの作成、立替払請求手続等)に関する業務</p> <p>⑦ カード会社との間の決済代金の受領および手数料の支払に関する業務</p> <p>⑧ 立替払請求の取消等による決済代金の返還に関する業務</p> <p>⑨~ ⑩ (現行どおり)</p>
<p>第14条(債権譲渡手続きまたは立替払手続)</p> <p>1. 債権譲渡手続 (1) 加盟店は、顧客に対して行った信用販売により取得した売上債権をカード会社に譲渡し、カード会社はこれを譲り受けるものとします。ただし、第10条第5項に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過した場合、譲渡することはできません。 (2) 加盟店からカード会社への債権譲渡は第10条第6項に基づき売上データがカード会社に到着した時点でその効力を生じるものとします。ただし、カード会社によって債権譲渡の発効日が異なる場合があります。 (3) 加盟店からカード会社への債権譲渡手続は、当社が加盟店に代って行うものとし、カード会社が別に定める締切日毎にカード会社への到着をもって締め切るものとします。 (4) 加盟店は、商品購入の取消(以下「売上取消」といいます)があった場合には、第2号および第3号の手続に準じ、取消データを当社経由でカード会社に提出するものとします。 (5) 加盟店は、第10条第9項に定める取引処理経過記録等、第10条第6項に定める売上データ、商品発送簿その他顧客から信用販売の申込を受けたことを証するデータ(以下、「受付データ」といいます)を申込日より7年間保管するものとし、カード会社から受付データの提出の求めがあった場合には、加盟店は速やかにカード会社が指定した様式で提出するものとします。</p> <p>2. 立替払手続 (1) 加盟店は、顧客に対して行った信用販売により取得した売上債権についてカード会社に立替払いを請求し、カード会社はこれを支払うものとします。ただし、第10条第5項に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過した場合、立替払いを請求することはできません。 (2) 加盟店からカード会社への立替払請求は、第10条第6項に基づき売上データがカード会社に到着した時点でその効力を生じるものとします。 (3) 加盟店からカード会社への立替払請求手続は、当社が加盟店に代って行うものとし、カード会社が別に定める締切日毎にカード会社への到着をもって締め切るものとします。 (4) 加盟店は、売上取消があった場合には、第2号および第3号の手続に準じ、取消データを当社経由でカード会社に提出するものとします。 (5) 加盟店は、受付データを申込日より7年間保管するものとし、カード会社から受付データの提出の求めがあった場合には、速やかにカード会社が指定した様式で提出するものとします。</p>	<p>第14条(立替払手続)</p> <p>1. 加盟店は、信用販売により取得した債権について当社に立替払いを請求し、当社はこれを支払うものとします。ただし、第10条第5項に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過した場合、立替払いを請求することはできません。 2. 加盟店から当社への立替払請求は、第10条第6項に基づき売上データが当社を經由してカード会社に到着した時点でその効力が発生し、当社が加盟店に対して立替払いを行なったと同時に当社の求債権が発生するものとします。 3. 加盟店から当社への立替払請求手続は、当社が別に定める締切日毎に当社への到着をもって締め切るものとします。 4. 加盟店は、売上取消があった場合には、第2項および第3項の手続に準じ、取消データを当社に提出するものとします。 5. 加盟店は、第10条第9項に定める取引処理経過記録等、第10条第6項に定める売上データ、商品発送簿その他顧客から信用販売の申込を受けたことを証するデータ(以下、「受付データ」といいます)を申込日より7年間保管するものとし、カード会社から受付データの提出の求めがあった場合には、加盟店は速やかにカード会社が指定した様式で提出するものとします。 6. 加盟店は、パーク24に対してのみ立替払請求ができ、カード会社に対して信用販売により取得した債権の立替払請求を行うことはできないものとします。</p>
<p>第15条(商品の所有権の移転) 加盟店が顧客に信用販売した商品の所有権は、カード会社が包括代理加盟店契約に基づき当該代金を当社に支払ったときにカード会社に移転するものとします。</p>	<p>第15条(商品の所有権の移転) 加盟店が顧客に信用販売した商品の所有権は、当社が前条に基づき立替払を行ったときに当社に移転するものとします。</p>
<p>第16条(返品による取消)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 顧客から商品の返品を受けた場合、当該商品が加盟店に返却到着した日をもって売上取消日とします。債権譲渡または立替払請求の取消手続は、原則として、第14条に準じて行うものとします。ただし、カード会社から別途指示があった場合は、第14条に拘わらず、加盟店はその指示に従うものとします。</p> <p>3. (省略)</p>	<p>第16条(返品による取消)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 顧客から商品の返品を受けた場合、当該商品が加盟店に返却到着した日をもって売上取消日とします。立替払請求の取消手続は、原則として、第14条に準じて行うものとします。ただし、当社から別途指示があった場合は、第14条に拘わらず、加盟店はその指示に従うものとします。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第17条(債権譲渡または立替払請求の取消等)</p> <p>1. 以下の事由のいずれかに該当する債権譲渡または立替払請求が加盟店からカード会社にされた場合には、カード会社はその債権譲渡を取消し、立替払いを拒絶し、または支払を留保することができるものとします。</p> <p>(1) ~ (7) (省略)</p> <p>(8) 第10条第5項に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過して行われた債権譲渡または立替払い請求であったとき。 (9) 信用販売を行った加盟店に、第33条第1項および第2項の事由が発生したとき。 (10) 債権譲渡または立替払請求が本契約に違反しているとき。 (11) その他本契約の定め違反して取引が行われたことが判明したとき。 2. 前項に基づき債権譲渡が取り消された場合において、以下の事由が生じ、かつ、カード会社が債権譲渡を承認したときは、加盟店は、当社の指示に従い、再度債権譲渡または立替払請求の手続を行うものとします。</p> <p>(1) ~ (3) (省略)</p> <p>3. 第1項の場合で、該当決済代金が加盟店に支払われる前の場合には、カード会社は債権譲渡または立替払を留保または取消ができるものとします。また、当該決済代金が加盟店に支払済の場合には、加盟店は当社に対し、当該決済代金を直ちに返還するものとします。なお、当社は、加盟店からの返還に代えて、次回以降加盟店に支払う決済代金から返還すべき当該決済代金を差し引く方法を選択することができるものとします。</p>	<p>第17条(立替払請求の取消等)</p> <p>1. 以下の事由のいずれかに該当する立替払請求が加盟店から当社にされた場合には、当社はその立替払いを拒絶し、または支払を留保することができるものとします。</p> <p>(1) ~ (7) (現行どおり)</p> <p>(8) 第10条第5項に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過して行われた立替払請求であったとき。 (9) 信用販売を行った加盟店に、第33条第1項および第2項の事由が発生したとき。 (10) 立替払請求が本契約に違反しているとき。 (11) その他本契約の定め違反して取引が行われたことが判明したとき。 2. 前項に基づき立替払を拒絶した場合において、以下の事由が生じたときは、加盟店は、当社の指示に従い、再度立替払請求の手続を行うものとします。</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p>3. 第1項の場合で、該当決済代金が加盟店に支払われる前の場合には、当社は立替払を留保または取消ができるものとします。また、当該決済代金が加盟店に支払済の場合には、加盟店は当社に対し、当該決済代金を直ちに返還するものとします。なお、当社は、加盟店からの返還に代えて、次回以降加盟店に支払う決済代金から返還すべき当該決済代金を差し引く方法を選択することができるものとします。</p>

旧条文	新条文
<p>第18条(決済代金の引渡し)</p> <p>1. ～ 2. (省略)</p> <p>3. 本契約が期間満了その他の事由により終了し、当社が決済代金受領の代理権を喪失した場合であっても当社がカード会社より受領した決済代金がある場合には、第1項を準用するものとします。</p>	<p>第18条(決済代金の引渡し)</p> <p>1. ～ 2. (現行どおり)</p> <p>3. 本契約が期間満了その他の事由により終了した場合であっても、当社において支払うべき決済代金がある場合には、第1項を準用するものとします。</p>
<p>第32条(中途解約)</p> <p>加盟店または当社は、相手方に対して2ヶ月前までに書面により解約日を通知することにより、いつでも本契約を中途解約することができるものとします。この場合、相手方は事由の如何を問わず、損害賠償を請求できないものとします。かかる中途解約通知に中途解約日が定められていない場合には、当該書面到達の日(第6条第2項の場合を含みます)から2ヶ月を経過した日を中途解約日とします。ただし、中途解約日以降にカード会社より代理受領した決済代金があった場合には、当社は、当該代金引渡事務完了まで残存事務を遂行するものとします。</p>	<p>第32条(中途解約)</p> <p>加盟店または当社は、相手方に対して2ヶ月前までに書面により解約日を通知することにより、いつでも本契約を中途解約することができるものとします。この場合、相手方は事由の如何を問わず、損害賠償を請求できないものとします。かかる中途解約通知に中途解約日が定められていない場合には、当該書面到達の日(第6条第2項の場合を含みます)から2ヶ月を経過した日を中途解約日とします。ただし、中途解約日以降に当社が支払うべき支払金があった場合には、当社は、当該代金引渡事務完了まで残存事務を遂行するものとします。</p>
<p>第33条(契約の解除)</p> <p>1. 加盟店が次の事項に該当する場合には、当社は加盟店に催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、これにより当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本条に基づく解除がなされた場合、前条ただし書きが準用されるものとしますが、カード会社が第17条に基づき債権譲渡または立替払を取消または支払いの留保をしていたときは準用しません。</p> <p>(1)～ 4. (省略)</p>	<p>第33条(契約の解除)</p> <p>1. 加盟店が次の事項に該当する場合には、当社は加盟店に催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、これにより当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本条に基づく解除がなされた場合、前条ただし書きが準用されるものとしますが、当社が第17条に基づき立替払を取消または支払いの留保をしていたときは準用しません。</p> <p>(1)～ 4. (現行どおり)</p>